

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

中小企業における株主総会を考える

日本の会社のほとんどが中小企業といわれています。そして、そのほとんどが家族経営で、多くて2～3人の株主、しかも取締役等の役員を兼ねているというのが現状で所有と経営が分離していないのが一般的です。つまり、株主の意思が常に会社経営に反映されているので、本来、重要な事項の決定をする最高意思決定機関である株主総会が形骸化してしまっているのです。

しかし、法律は、株式会社は毎事業年度の終了後、一定の時期に定時株主総会を開催しなければ

ならないとしています。

といっても、難しく考える必要はありません。株主全員が同意すれば招集手続を省略することができますし、決算が確定次第、いつでもどこでも株主が集まって総会を開催することができます。

このように中小企業の場合は、株主総会といっても格式張らずに自由な雰囲気で開催することを考えてもいいでしょう。

そして、通常、定時株主総会では、計算書類の承認、事業報告をはじめ、剰余金の配当に関する決議、役員の変更時期であれば改選に関する決

議、役員の報酬の決議等が行われますが、このような機会に会社の経営状況についての認識を共有し、会社の将来像を考えることも必要でしょう。

初めてこのような株主総会を行う場合には、どのように株主に連絡したらいいのか、どのような資料を用意したらいいのか、賛否はどのようにとればいいのかなど不明なことが多いと思われる。

このような疑問につきましても、司法書士にお尋ねいただければノウハウをご提供できますので、ご相談下さい。

気になる役員変更登記のお値段

中小企業の役員といえは、取締役、監査役及び代表取締役が一般的です。役員は商業登記法により登記事項とされ、役員の退任（任期満了、辞任、解任、死亡）や就任（重任を含む）等により登記事項に変更が生じた場合には、2週間以内に変更登記を申請しなければなりません。

この登記の申請を怠ると、裁判所から過料を受けることがあります。「うっかり、忘れていました」では、すまされないのです。

ところで、会社役員の任期はどのように定められているのでしょうか。

有限会社の役員には任期の定めはありませんが、株式会社の役員には任期の定めがあります。取締役の任期は、原則として、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時であり、監査役は同4年以内となっています。ただし、株式の譲渡が制限されている会社では、定款により、取締役も監査役も任期を10年まで延長することができます。

これらの任期が満了した際には、実質的に役員の変動がなかったとしても登記申請をする必要がありますので、ご注意下さい。

会社役員の変更登記を司法書士に依頼した場合の費

用は、報酬が1万～3万円、実費として登録免許税が3万円（資本金の額が1億円以下の会社については1万円）で、他に登記事項証明書の取得費等がかかります。

定款で役員の任期を10年と定めれば、役員変更登記も10年に一度申請するだけでよく、コストが削減できるような思われますが、役員の任期が設けられているのは、役員が緊張感をもって経営に携わることができるようになることにありますので、単にコストだけを考えると任期を延長することはお勧めできません。

司法書士報酬は各事務所によって異なります。また、事案により大きく異なることもありますので、ご依頼の際にはあらかじめお問い合わせください。

相談センター情報(相談件数とその傾向)

寄せられた相談から 「会社の清算」

平成24年3月分

相談内容(複数回答あり)	件数
一般民事	
貸金	15
売買代金	2
請負代金	4
売掛金	0
不動産明渡	6
登記請求	0
敷金	7
賃料	9
労働紛争	4
交通事故	1
その他損害賠償	13
相隣関係	4
境界	2
執行手続	0
その他	56
一般民事計	123
成年後見・家事事件	
法定後見	18
任意後見	2
未成年後見	0
相続紛争	15
離婚	9
養育費請求	1
親子関係	3
その他	17
成年後見・家事事件計	65
登記・供託	
相続	39
贈与	7
売買	5
担保権	4
商業法人全般	3
供託	0
その他	11
登記・供託計	69
契約トラブル	5
契約トラブル計	5
クレサラ	
返済が苦しい	8
自己破産	6
返済条件を緩和	0
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	1
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	0
保証債務の履行	0
ヤミ金融	2
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	4
クレサラ計	21
その他	6
その他計	6
合計	289

相談センターに寄せられた相談の内容は、多岐にわたりますが、年度末の3月には、何件か会社の解散に関する相談がありました。

会社は、設立の登記をすることによって成立し、清算事務の終了により消滅します。

会社の解散事由には、定款に定めた事由の発生、破産などの場合もありますが、一般的には株主総会の決議によるものがほとんどです。

解散の決議をすると、会社は清算手続に入ります。会社の資産は、売却等により換金します。会社の債権債務を

整理するため、債権者に対しては2ヶ月以上の期間を定めて公告、催告をし、債務者に対しては取立てをすることになります。債権債務の整理が終了した後に、残余財産を株主に分配して、会社の財産の清算が完了します。

清算事務を担当するのが清算人です。解散時の取締役が清算人になるのが原則ですが、株主総会で選任することも可能です。

清算事務が終われば、その内容を株主総会で承認することによって、清算手続が終了します。

登記手続としては、以下

のとおりになります。

解散登記
清算人の選任登記
清算終了の登記

との登記は、同時に行います。の登記は、清算事務が終了してから行いますので、解散から2ヶ月以上経過した時期に行うこととなります。

事業をやめたものの、登記をそのままにしておく場合も少なくないようですが、登記記録は、誰でも調査することができますので、事業を廃止したら、解散・清算手続を滞りなく行っておくべきでしょう。

時のことば ~ 未成年後見 ~

東日本大震災により両親を亡くした子ども、あるいは一人親を亡くした子ども(震災孤児)は、240人とされています(厚生労働省 2011年10月20日時点)。

この子どもたちには、法的に自らの権利行使ができるよう、法定代理人である未成年後見人の選任が必要です。

未成年後見人は、子どもの身の回りの世話、教育やしつけ(身上監護)、遺族補償年金・生活再建支援金等の請求権の行使や以後の管理(財産管理)についての権限と義務を持ちます。

未成年後見人の選任件数は2010年に約2100件ありま

したが、東日本大震災により、年間選任件数の1割以上の需要が見込まれる事態になったことで、社会的な関心が高まりました。

しかし、これまでの法制度では、未成年後見人は一人に限られていたため、司法書士や弁護士等の専門職後見人が就任すると、未成年者の犯した不法行為について親代わりの責任を負わされるなどのリスクがあることから、専門職後見人の担い手が不足するという現状がありました。

そこで、未成年後見制度に関する改正法が2012年4月1日に施行され、複数後見が可能になりました。

複数の未成年後見人が選任されることで、身上監護については親族が権限と監督責任を負い、財産管理については専門職後見人が担うというように役割を分けることができます。

これにより、未成年者が不法行為を犯した場合に監督責任を負うのは、親族に限定されることとなります。

ただし、実際には、身上監護と財産管理は不可分の要素を備えていますので、明確に分けることができない場合があるでしょう。

今後、未成年後見制度に関する私達実務家の研究と実践が求められています。

司法書士は中小企業をサポートします！

今月号のテーマは「商業・法人登記」です。

不動産登記と並ぶ司法書士の主要な業務のひとつで、3月決算を採用する企業が多いことから、上場企業を中心に毎年5月から6月は決算承認のための定時株主総会が集中する時期となり、しばしばニュース等でも取り上げられています。

司法書士総合相談センターしずおかには、今号で取り上げた役員変更登記や解散・清算登記を含む「商業・法人登記」に関する相談も毎月コンスタントに寄せられています。また、株式の管理、総会の運営方法、従業員の労務等、登記手続の範囲に止まらない相談も多数寄せられており、法務の専門家がいらっしやらない中小企業をサポートするための役割も果たしているのです。

平成24年4月から、電話相談が2回線になりました！
市民県民の皆さんに、相談センターをご紹介します！！

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です！！